



函館市地域包括支援センターゆのかわ

ゆのかわ通信



ゆのかわ通信

第21号 令和8年7月発行 函館市地域包括支援センター ゆのかわ 発行責任者 佐々木 康寛

日頃より当センターの活動にご理解とご協力を頂き、ありがとうございます。
函館市地域包括支援センターの役割は、介護に関する疑問や手続き、健康のこと、生活でのお困りごとなどの相談を受け、「住み慣れたこの函館の街で、自分らしく安心して暮らせる」よう支援することです。皆様にとって「頼りになる心強い相談窓口」として存在できるよう、地域の関係機関とも連携しながら、対応していきたいと考えております。

どうぞよろしくお願いいたします。

施設長・社会福祉士 佐々木康寛

まいみょう



【TEL】0138-36-4300

まずは相談『包括』へ

【住所】〒042-0932 函館市湯川町1丁目15番19号

【FAX】0138-57-0080

【営業時間】8:45 ~ 17:30

【営業日】月曜日 ~ 土曜日

(日曜日は定休)

※休日・夜間は携帯電話に転送しており、お急ぎの場合などご相談をお受けしております。

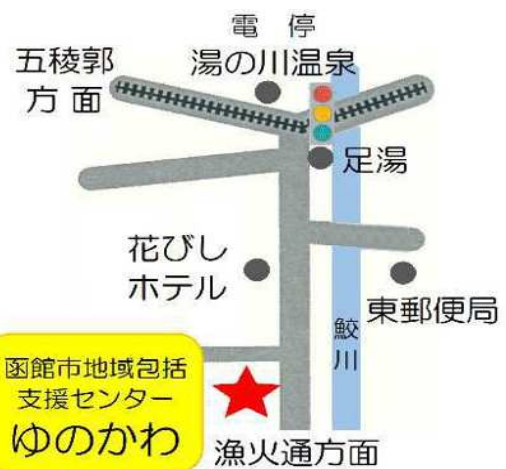
※自立相談支援機関は、上記の【営業時間】のみの対応です。



担当地域（東央部第一圏域）

川原町 深堀町 駒場町
湯川町1~3丁目 湯浜町
日吉町1~4丁目 花園町

人口：27,243人 高齢（65歳以上）人口：10,917人
高齢化率：40.0%（令和8年3月現在）

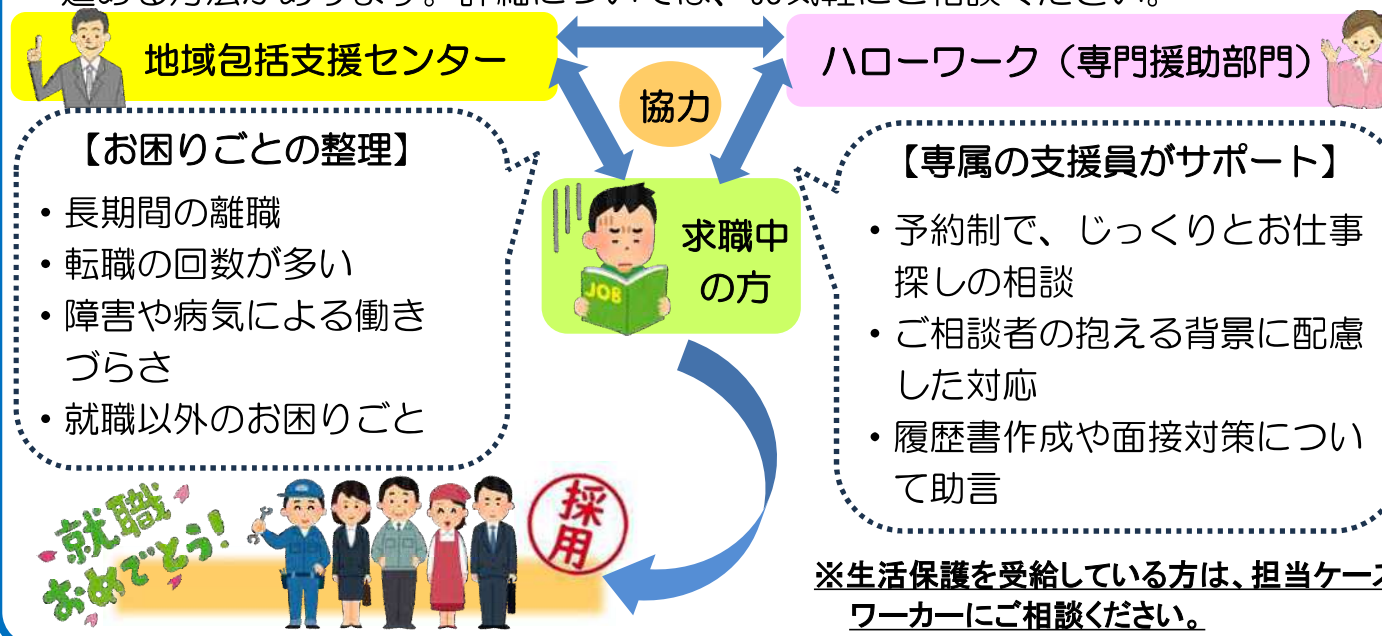


函館市地域包括支援センター ゆのかわ

★湯の川温泉電停から徒歩2分

仕事探しにお困りではありませんか？

就職活動を行う中で、様々な理由により思うように進まないことや、どのように活動を行うと良いかわからないことはありませんか？下記の図のように、求職中の方・ハローワークの専門援助部門・当センターが協力し、就職活動を効果的に進める方法があります。詳細については、お気軽にご相談ください。



※生活保護を受給している方は、担当ケースワーカーにご相談ください。

職員紹介



皆様からのご相談
お待ちしております

来所でのご相談について



事前にお電話を
いただけますと…

☆お待たせせずにご案内が可能です。

☆相談内容をお知らせいただくことで資料の準備も可能です。

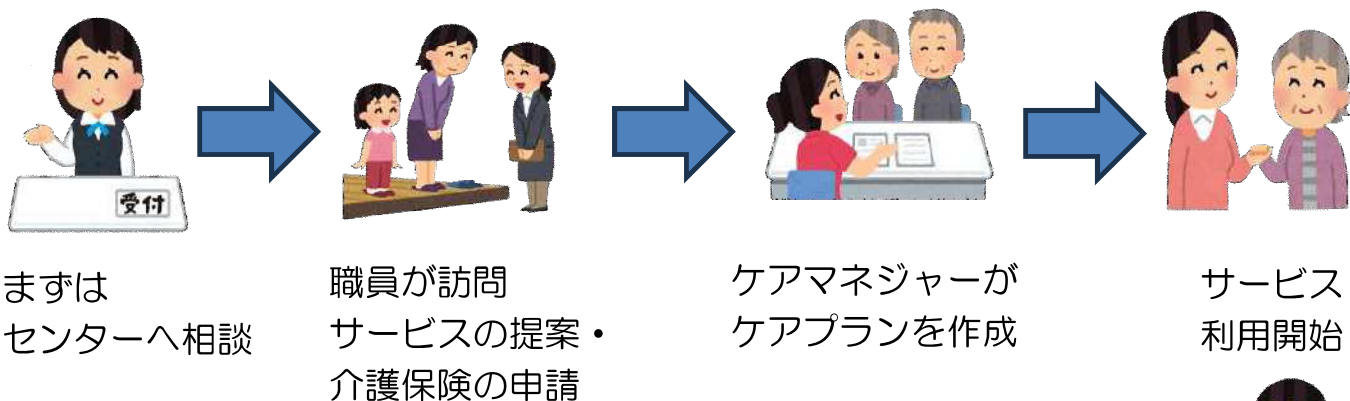


来所でのご相談をご希望の方は
まずはご連絡ください。

介護サービスのご利用方法について

今回は、高齢者の方等が安心し、住み慣れた地域で生活していくための一つである「介護保険サービス」についてご紹介します。

介護サービスまでの流れ



介護サービスを利用する際には、一部自己負担金がかかります。相談は無料です。ご希望に合わせてお電話、来所での対応も可能です。お気軽に当センターへお問い合わせください。



認知症は早期受診・治療が大切！

認知症は単なる物忘れではなく、記憶力や判断力、理解力などの認知機能が低下し時間や人、場所の認識が難しくなるなど生活に支障をきたす状態を言います。

初期にみられやすい症状

- ☑計算や漢字の間違が増える
- ☑物忘れが増え始める
- ☑同じ物を重複して買ってしまう
- ☑趣味や外出が億劫になる
- ☑怒りっぽくなる、涙もろくなる
- ☑物事の手順（調理など）がわからなくなる



早期受診・診断のメリット

早い段階で受診、治療を開始することで進行を遅らせたり、今後の見通しをたてることができます。介護サービス等を利用し、ご本人に合わせたサポートを受けながら在宅生活を継続できる場合もあります。



認知症ケアパスの紹介

認知症の症状や、進行に応じたサービス利用の流れや予防等についてまとめた冊子です。ご希望の方はセンターまでお知らせください。



ご自身のこと、ご家族のことなどお気軽にセンターまでご相談ください。



地域ケア会議についてご紹介します

個別課題地域ケア会議

個別ケースの支援についてご家族、地域支援者、介護医療の専門職、行政職員等に参加いただき、より良い支援体制について話し合いを行う。



地域課題ケア会議

個別課題地域ケア会議で共有された地域の課題を踏まえ、地域の皆様が日頃感じている困りごとについて、地域支援者や介護医療の専門職、行政職員等に参加いただきより良い地域を目指して話し合いを行う。

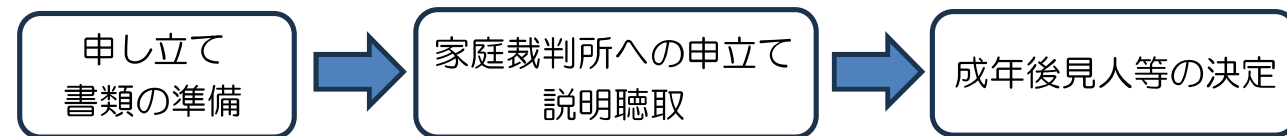
これまでの成果

地域の課題として「町会活動や地域交流を活性化してほしい」という意見が多く聞かれます。町会毎で地域ケア会議を行い、学校や医療機関等と連携して「お散歩マップ」を作成したり、学生ボランティアの協力を得てバザーの開催や地域の高齢者宅の窓ふき支援等が実現しました。今後も多世代、多機関、町会同士が協働できる活動につながるよう地域ケア会議を開催していきます。参加をお願いした際は、ぜひご協力をお願いいたします。

「成年後見制度」を知っていますか？

成年後見制度とは、認知症や障がい等により一人で契約やお金の管理が難しい方を法律面や生活面で支援し、安心して暮らせるようにする制度です。

利用するには？



成年後見制度で対応できること・できないこと

できること

- 福祉サービスや入院に関する手続き
- 通帳の管理や支払い等の財産管理
- よくわからずにした契約の取消し
- 定期的な訪問や生活状況の確認
- 本人の気持ちや要望を代わりに伝える

できないこと

- 掃除や洗濯、買い物等の家事を行う
- 実際に介護をする
- 手術等医療行為への同意
- 施設入所や入院時に身元引受人や保証人になる

※申し立てには費用がかかります。詳しい内容についてはセンターにご相談ください。